

富山県と独立行政法人日本貿易振興機構との包括連携と協力に関する協定書

富山県（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易振興機構（以下「乙」という。）は、今後も多様化する中小企業等の海外ビジネスへの支援ニーズに的確に応えるため、より包括的な分野で相互の機能を補完し合い、相互連携を一層強化することで効果的な支援を行うことが重要であることから、以下のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 甲乙の包括的な連携や相互協力の関係を明確なものとするため、本協定を締結する。

（業務連携の内容等）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について業務協力を行う。

- （1） 県内企業等の海外ビジネス支援
- （2） 農林水産物・食品等の海外販路開拓支援
- （3） 海外との地域・都市間連携の推進
- （4） 国際ビジネス人材の育成・定着の支援
- （5） 海外からのインバウンド・ビジネスの推進
- （6） その他海外ビジネスへの支援に関すること

2 前項各号の業務の具体的な内容、費用負担、実施方法等については、甲乙が協議して定めることとする。

（秘密保持義務）

第3条 甲及び乙は、本業務連携により知り得た情報は所管部門内（甲は各部・局、乙は富山貿易情報センター）で管理し、相手方の書面による承諾なしに他部門または第三者に開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本業務連携により知り得た情報を第1条に定める目的以外に利用してはならない。

3 前2項に規定する守秘義務は、本協定の有効期間の満了後においても継続するものとする。

4 甲及び乙は、富山県内企業の経営等に関する機微な情報を相手方に提供するときは、事前に当該企業の了解を得なければならない。ただし、すでに公知の情報はこの限りではない。

5 甲及び乙は、各々が規定する個人情報保護に関する規程を遵守するものとする。

(有効期間)

第4条 本協定は締結の日から効力が生じ、その有効期間は令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の60日前までに、甲又は乙から相手方に対して、書面による別段の意思表示がなされない限り、有効期間は自動的に更新され、さらに1年間継続するものとし、その後も同様とする。

(解除)

第5条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。

- (1) 第2条第1項各号すべての業務が終了したとき。
- (2) 甲又は乙が第3条の規定に違反したとき。
- (3) その他甲又は乙がこの協定上の義務を履行しないとき。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義を生じた事項については甲乙協議のうえ解決する。

本協定を締結した証として、本書2通を作成し、署名の上、各自その1通を所持する。

令和4年8月31日

甲 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県知事

新田 八朗 (自署)

乙 東京都港区赤坂一丁目12番32号
独立行政法人日本貿易振興機構
理事長

佐々木 伸彦 (自署)